

盛土規制法の許可申請等の手引き及び技術基準の主な改訂内容(R7.10.1)

<許可申請等の手引き>

	頁	改訂箇所	改訂内容
1	6	表1-6 許可・届出を要しない工事	「その他法の対象外となる行為」に四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合等を追加。
2	8	表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	「擁壁の設置に関するもの」に注意書き(注3)として、擁壁の高さは、擁壁の地盤面の接する下端から最高部までの垂直距離(見え高)とする旨を追加。
3	10	表4-1 事前協議に必要な書類	設計者の資格に関する申告書を追加。
4	11	表4-1 事前協議に必要な書類	「盛土の安定計算書」の備考欄に勾配が標準値を超える場合を追加。
	18	表5-1 許可申請に必要な書類	
5	13	表4-2 事前協議に添付する図面	「5.排水施設の平面図」備考欄の汚水に関する記載を削除。
	25	表5-2 許可申請に添付する図面	
6	18	表5-1 許可申請に必要な書類	「委任状」について、代理人の捺印及び申請者が自署する場合の住民票の写しに関する記載を削除し、個人の申請者が自署する場合は実印不要とする旨を追加。
7	20 21		「土地所有者等関係権利者全ての同意を得たことを証する書類」の注意書き(注5)として、抵当権、根抵当権等は同意の対象外である旨を追加。
8	20 21		「工事主の誓約書」の注意書き(注6)として、個人の申請者が自署する場合は実印不要とする旨を追加。
9	31 33	6-(2)標識の掲示及び着手届	都市計画法第29条の許可を受けたもの(みなし許可)の取扱いを追加。
10	58	⑫宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	工事主が該当しないことを誓約する内容に「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」を追加。

<技術基準>

	頁	改訂箇所	改訂内容
1	2	表1-2 盛土の安定性の照査を行う盛土の条件	「盛土高さ・勾配」の備考欄に崖面を擁壁で覆わない場合を追加。
2	32	図4-3 斜面上に擁壁を設置する場合	擁壁の根入れの深さを追加。
	33	図4-4 上部・下部擁壁を近接して設置する場合	
3	34	4-(6)鉄筋コンクリート造等擁壁の設計及び施工	切土で2m、盛土で1m、盛土と切土を同時にする場合で2m以下の崖面に設置する擁壁について、構造計算の提出は不要である旨を追加。
4	36		荷重条件に前面受働土圧は安定計算上考慮しない旨を追加。
5	37		フェンス荷重は短期荷重として取り扱う旨を追加。
6	45	4-(7)練積み造擁壁の設計及び施工	練積み造擁壁に作用する積載荷重は5kN/m <sup>2</sup> 以下とする旨を追加。
7	54	6-(1)排水対策の基本的な考え方	汚水排水施設は審査対象外とする旨を追加。
8	63	6-(5)計画流出量の算定と断面の検討	「ウ 断面の検討」に流量計算には Manning式に加えてクッター式も用いることができる旨を追加。